

株式手続のお取扱について

株式のお手続きに関する窓口等を以下のとおりご案内いたします。

ご希望のお手続きに応じてご利用ください。

ご不明な点がございましたら「電話お問い合わせ先」までお問い合わせください。

一部のお手続きを除き、郵送によるお取次ができます。

電話お問い合わせ先：^{みずほ}0120-288-324 コールセンター・フリーダイヤル
(土・日・祝日を除く9:00~17:00)

郵送物送付先：
〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

- 必要書類などお手続きの詳細につきましては、上記のコールセンターへお問い合わせください。
- お取引の状況により取扱えない場合がありますので、下記の※1、4をご参照ください。

窓口でのお手続きをご希望の場合は、

● 各種お手続き

みずほ証券

- ・プラネットブース(みずほ銀行内店舗)
- ・本店および全国各支店

- ※1 上場会社株式を証券会社の口座でご所有されている株主さまは、お取引の証券会社にお問い合わせください。
- ※2 「特別口座」で管理されている株式は、単元未満株式の買取等を除き、「特別口座」のままでは売却できません。ご本人の証券会社等の口座に振替されることをお勧めします。
- ※3 買増請求手続きの場合は、買増概算金を、予めみずほ信託銀行指定口座に送金していただく必要があります。

● 配当金領収証の配当金受取

みずほ銀行

- ・本店および全国各支店

- ※4 「払渡しの期間(銀行取扱期間)」における受取りについては、配当金領収証の記載をご確認ください。
- ※5 口座振込による配当金受取りは「もらい忘れ」、「窓口への来店」がなく便利です。詳しくは、上記のみずほ信託銀行証券代行部コールセンターまでお問い合わせください。

✂ みずほ信託銀行 本店および各支店においても、これまで通りお手続きいただけます。

【 お問い合わせ先 】

証券会社の口座に株式が記録されている株主様



株主様のお取引証券会社へお問い合わせください

払渡しの期間(銀行取扱期間)における配当金受取



配当金領収証の記載をご確認ください

特別口座に株式が記録されている株主様
払渡しの期間後(未払配当金)の配当金受取



みずほ信託銀行 証券代行部
電話お問い合わせ先：0120-288-324